2 0 1 5 (平成27) 年度

 きょうとしたぶんかしさくしんぎかい ほうこくしょ 京都市多文化施策審議会 報告書

まうとしたぶんか しさくしんぎかい 京都市多文化施策審議会 2016年 (平成28年) 3月

# もく と 次

I	はじ	めに1
П	京者	
	1	
	2	うごりかい すす 目互理解を進めるための人材を育成すること
	3	やさしい日本語」を含めた多言語による情報発信を強化すること 8
Ш	おれ	<u>りに</u>
IV	資	<b>料</b> ····································
	1	2 0 1 5 (平成 2 7) 年度会議について ·················· 1 4
	2	2014(平成26)年度提言を受けての京都市の取組16
	3	まうと し 京都市における外国籍の住民基本台帳登録者数 ············· 18
	ままうと京都	t
	京都	たいっこう きかん いっそく きかん せっちとう かん しょうれい しょう お執行機関の附属機関の設置等に関する条例(抄) 2 1
	きょうと京都	し たぶんか しさくしんぎ かいきそく <b>お多文化施策審議会規則</b>

# I はじめに

1200年を超える歴史と文化が息づくまち・京都においては、目指すべき都市のりそうぞう 理想像として、昭和53年に「世界文化自由都市宣言」が行われ、その実現を期して、「京都市国際化推進大綱」が策定されました。また、京都市基本計画においても国際かかかかります。 たぶんか いき だいだん かか しゅうと しまに でいた ないで しょくさい かかいしんたいこう かか かか しきく 化に関わる施策として、「多文化が息づくまちづくりの推進」を掲げ、取組が進められています。

京都市においては、在日韓国・朝鮮人が減少する一方、日本国籍取得者、日本人と ではいけっこん 在日韓国・朝鮮人が減少する一方、日本国籍取得者、日本人と の国際結婚による子ども、さらには中国帰国者など多様な文化的背景を持つ人々が増加しています。国際化の進展によって、国籍や民族の異なる人々が互いに文化的な違いを認め、対等な関係を築いて共に生きていくため、多文化共生社会の構築に向けた とりくみ きんよう かだい 取組が緊要な課題になっています。

平成26年度は(1)日本語学習への支援と活動者への理解について、(2)多文化 りかい のうりょくこうじょう たぶんか きょうせい ひろ じんざいいくせい たぶんか きょうせいかつどう を理解する能力向上と多文化共生を広める人材育成について、(3)多文化共生活動 たる活動拠点の機能強化と設置についての3項目の提言を行いました。平成27年度も地域単位で多文化共生に向けた取組をどのように進めていくべきか、そのために なに かだい は何が課題なのかについて、議論を重ねてまいりました。

京都市においては、外国籍市民等に向けた相談対応、生活支援、通訳派遣事業等、 
をまざま とりくみ じっし 
様々な取組が実施されています。加えて、外国籍市民等との共生に向けた「意識の問 
だい せいどじょう もんだい 
題」「制度上の問題」「コミュニケーションの問題」等の解決のための取組も求められ 
ています。

京都市多文化施策審議会 座長 西岡 正子

# Ⅱ 京都市への提言

<sup>\*</sup>次ページ以降,下線箇所は各提言内容の重点ポイント,ゴシック表記箇所は今後の取組の方向性の しゅ しゅ しゅ 性を示している。

#### 【提言 1】

# がいこくじん きょうせい にほんじん いしき こうじょう はか 「外国人と共生している」という日本人の意識の向上を図ること

## 【背景と取り組むべき事項】

ち いき た ぶん かきょうせい すいしん 地域での多文化共生を推進するに当たって、一番身近なコミュニティである自治 かい ちょうないかい そんざい おお きょうと し へいせい ねん がつついたち 会・町内会の存在は大きく、京都市では、平成24年4月1日に「京都市地域コミュ かっせい かじょうれい しこう ちいき だれ あんしん ニティ活性化条例」を施行し、地域の誰もが安心して暮らすことができる地域コミュ じょうれい しこう ご へいせい ねんど じっし ニティの実現に向け、取組を推進している。この条例施行後、平成24年度に実施し じ ち かい ちょうないかい だいひょうしゃ さいだい た「自治会・町内会アンケート」(※1)では、自治会・町内会の代表者は60歳代に っ さいだい おお いっぽう どうねんど じっし しせいそうごう 次いで、70歳代が多いことがわかっている。一方、同年度に実施した「市政総合ア ンケート「京都市の国際化」」(※2)によると、「地域に住む外国籍市民等との近所づ きあい(生活情報の交換, 互いの文化の学びあいなど)」に関心があると答えた60歳 さいだい いじょう わりあい ほか ねんだい くら ひく 代,70歳代以上の割合が他の年代に比べ低いことが明らかになっている。

これらのことから、地域での多文化共生を推進するためにはまず、自治会・町内会 がいこくせき しみん たょう ぶんか てきはいけい も ひとびと とも の代表者をはじめとした地域住民が、外国籍市民や多様な文化的背景を持つ人々と共 に暮らしているという意識の向上を図ることが重要であると考えられる。

このため、地域住民向けの啓発活動や多文化理解学習の機会を提供することが必要である。例えば、地域における回覧チラシを多言語表記で作成することにより、「日本である。例えば、地域における回覧チラシを多言語表記で作成することにより、「日本である。例えば、地域における回覧チラシを多言語表記で作成することにより、「日本である。例えば、地域における回覧チラシを多言語表記で作成することにより、「日本である。例えば、地域における回覧チラシを多言語表記で作成することにより、「日本である。」これが、「はこくことを日常生活において意識するきっかけになり得ると考えられる。また、「外国人女性の会パルヨン」では、外国籍市民等を対象とした生活ガイドブックを作成するとともに、外国籍市民等と日常的に関わることについての日本人の理解を深めるための日本人向け小冊子の作成も検討している。さらに、「アサイーの会」では、ブラジルの文化紹介やポルトガル語講座の実施を通して、ブラジルへの理解の場を提供している。

ちいき す がいこくせき しゅんとう じ ちかい ちょうないかいとう ち いきだんたい やくいんとう かんけいしゃ こんだん 地域に住む外国籍市民等と、自治会・町内会等の地域団体の役員等の関係者が懇談 が だい じじょう は あく き かい じ ち かい ちょうないかい そ しき かっせい か ち も けい ま 関や事情を把握できる機会があれば、自治会・町内会組織がより活性化し、地

# いきない きずね きょうか 切内の絆が強化されると言える。

## \*\*1 自治会・町内会アンケート

2012 (平成 24) 年 10 月 1 日~同年 12 月 31 日実施。調査対象は自治会・町内会など 6,590 件, かいとうすう 回答数 3,721 件。 (回収率 56.5%)

http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000152468.html

#### ※ 2 市政総合アンケート 「京都市の国際化」

2013 (平成 25) 年 1 月 17 日~同年 1 月 31 日実施。調査対象は 20 歳以上の市民 3,000 人,有 対回収数 1,184 人。(回収率 39.5%)

http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000160770.html

# 【提言 2】

# そうご りかい すす じんざい いくせい 相互理解を進めるための人材を育成すること

# 【背景と取り組むべき事項】

2011年の東日本大震災の発生以降、高齢者や障がいのある人々、そして外国
世ましみんがいこく ぶんかできはいけい も ひとびと ふく ちいき です あ ひころ 
籍市民や外国に文化的背景を持つ人々を含めた、地域での助け合いや日頃からの地
域でのコミュニケーションの重要性が指摘されている。しかし、地域内において、
どこにどのようなサポートを必要とする人々が居住しているかという実態が把握で
きず、支援ができないといった課題がある。このことは地域内における日本人と外
こくせき しみんとう あいだ そうこりかい すす ちいきない こりつしゃ う だ よういん ひとく 
国籍市民等の間の相互理解が進まず、地域内での孤立者を生み出す要因の一つとなっている。

そのため、自治会・町内会、地域女性会や社会福祉協議会等の地域団体との連携、 造んたい きょじゅう がいこくせき しゅんとう はしわた やく にな じんざい いくせい またこれらの団体と居住する外国籍市民等の橋渡し役を担う人材を育成することが 重要である。

みなみ く ひがし く じょう ち いき 南区東九条地域では、空き家になっている住居を地域のために提供したい個人と、 留学生に安価でかつ安心して暮らすことのできる住環境を整備したい「NPO法人ア い こう がっ ち りゅうがくせい じゅうたく ジアの希望300」の意向が合致し、留学生のための住宅「ホーム・光」が完成した。 りゅうがくせいじゅうたく かんせい きょうと し ち いき た ぶん か こうりゅう この留学生住宅の完成には、京都市地域・多文化交流ネットワークサロンの職員に ふし み く むかいじま よるコーディネートが不可欠だったという。また、伏見区向島にある「愛隣館研修 たよう ぶんか てきはいけい も ひとびと おお きょ センター」では、中国帰国者をはじめとした多様な文化的背景を持つ人々が多く居 がいこくせき し みんとう たい そうだんたいおう こうほう し 住している地域特性を踏まえ、外国籍市民等に対する相談対応や広報誌での異文化 じょうほうこうかん ようぼうかつどう とお するネットワーク組織に加盟し、情報交換や要望活動を通して地域のコーディネー ター機能も担っている。

また、京都市、京都橘大学及び伏見区の醍醐中山団地町内連合会の3者は、平成 なん がつ りゅうがくせい ふく どうだいがくがくせい だんち あ べや にゅうきょ き 26年10月に、留学生を含む同大学学生の団地の空き部屋への入居を機として、 でいたちない こうりゅうきょてん せっち きょうてい ていけつ この取組は、高齢化で空き住戸が増団地内に交流拠点を設置する協定を締結した。この取組は、高齢化で空き住戸が増えた同団地の活性化を目的とし、行政・地域・大学(民間)が連携し、地域コミュー かっせいか ま や もんだい かいしょう じつげん こうれいか ま や もんだい かいしょう じつげん こうれいか ま や もんだい かいしょう じつげん こうれいか ま や もんだい かいしょう じつげん

これらの地域における交流、連携のモデルケースを様々な媒体を通して広く紹介、 はっした 発信することが求められている。これらの情報は、地域における各々の取組につい ての具体的なイメージを持ちやすくし、地域の実情に応じた取組の推進を促すこと になる。これらは日本人も外国籍市民等も互いの文化を尊重し、助け合える地域づ くり及び、そのような地域を支える人材の育成につながると考える。

### 【提言3】

#### にほんご ふく たげんご じょうほうはっしん きょう か 「やさしい日本語」を含めた多言語による情報発信を強化すること

# 【背景と取り組むべき事項】

外国籍市民や多様な文化的背景を持つ人々については、日本の生活習慣・制度等の基礎知識が少ない、日本語でうまくコミュニケーションを取れないといった場合が多いため、日常生活における地域住民相互のつながりが希薄となり、孤立しがちである。

とりわけ、地震や台風などの災害時に使われる日本語は、「避難指示」「避難勧告」 などの専門用語や普段聞き慣れない言葉が多く使われ、外国籍市民等に対して情報 が十分に伝わっていない状況にある。

こうした中,全国各地で「やさしい日本語」を普及するための取組が行われている。「やさしい日本語」は、阪神・淡路大震災をきっかけに、弘前大学人文学部社会言語がいけんきゅうとの 学研究室において、災害時に外国籍市民等に対して素早く正確に情報を伝える手段として考案されたものであり、日常のコミュニケーションの場での活用も可能である。

そのため、行政のみならず「やさしい日本語有志の会」などの民間団体においても、 けんしゅうかい べんきょうかい とりくみ せっきょくてき おこな 研修会や勉強会などの取組が積極的に行われている。

今後、「やさしい日本語」を言語の一つとして位置付け、外国籍市民等に向けて情 はうはっしん さい たげんご なく たげんご はうほうていきょう きにな 報発信する際には、「やさしい日本語」も含めた多言語による情報提供を行うことが 重要である。

例えば、アメリカの美術館には、来館者が音声ガイドを利用する際に「イージーイングリッシュ」を選択できる施設があり、ネイティブが話す言葉を理解することが難しい方に配慮している。日本においても、こうした取組は重要であり、**言葉の**かべをとりなる。 **壁を取り除く取組が必要である**。

また,情報発信がなされていても,外国籍市民等が情報の存在そのものを知らない, しょうほう しゅうようせい り かい ば あい あお しょうほうはっしん その情報の重要性を理解できていない場合も多い。そのため,情報発信にあたっては, フェイスブックなどのソーシャルメディアの活用や、地域の窓口となる自治会・町 はっしんほうほう くふう ひっよう 内会等を通じた広報など、発信方法を工夫する必要がある。

このような取組を行うことにより、外国籍市民等が孤立することなく、安心してかいてき、せいかっ おく 快適な生活を送ることができ、地域で助け合い、支え合えるまちづくりを進めることができると考える。

# Ⅲ おわりに

私たち京都市多文化施策審議会第3期委員はこの2年間,「地域に根付いた多文化共生のまちづくり」をテーマに議論を重ねてきました。その中で,「多文化共生社会とは,ありのままの自分が受け入れられる社会」ではないかという意見が出ました。「ありのままを受け入れられる」ことは、個人の好き勝手な行動が許されることではありません。生まれ育った環境が異なれば、考え方や文化、生活様式が多種多様で,「こんな異なる考え方や文化があるんだ」、「当たり前と思っていることが当たり前ではないかもしれない」と事実を受け止め、違いを認める社会のことだと考えます。

まだしない まんにん こ がいこくせきしみん たよう ぶんかてきはいけい も ひとびと す 京都市内には、4万人を超える外国籍市民や多様な文化的背景を持つ人々が住んでおられます。しかし、外国籍市民等と日頃接することがない日本人も少なくありません。学校教育、家庭教育、社会教育のあらゆる場面において、様々な文化を知り、たぶんかきょうせい 多文化共生について学ぶ機会づくりが必要です。

京都はどんなまちを目指しますか。 10年後,20年後の京都はどんなまちになっているでしょうか。日本人も外国籍市民等も誰もが安心して暮らせる多文化が息づくまちづくりを推進する上で、短期的に解決できる課題もあれば、長期的に継続して取り組む必要がある課題もあります。それを理解した上で、今後も引き続き、行せいしなん。ただんなまちになって取り組む必要がある課題もあります。それを理解した上で、今後も引き続き、行せいしなん。ただんごとして多文化共生に関わっていく必要があると考えています。

ままうとしたぶんかしさくしんぎかいだい きいいん いちどう京都市多文化施策審議会第3期委員 一同

# IV 資料

# 1 2015 (平成27) 年度会議について

2015 (平成27) 年度には、「地域に根付いた多文化共生のまちづくり」をテーマに4回の会議を開催しました。会議ごとに各分野の関係者からこれまで関わってきた多文化共生の取組について報告いただき、議論しました。

# だい かいかい ぎ 第1回会議

にち じ へいせい ねん がっ にち げつ 日 時:2015(平成27)年6月29日(月)

場 所:京都市役所

ぎ だい ちいきたんい たぶんかきょうせい てんかい

議 題:地域単位での多文化共生の展開について 1

ほう こく がいこくじんじょせい かい かつどう 報 告:「外国人女性の会「パルヨン」の活動について」

(報告者:外国人女性の会「パルヨン」主宰 ハッカライネン ハヤサキ・ニーナ氏)

(報告者:タカノ・ヴィオレッタ・ミサキ委員)

# だい かいかい ぎ 第2回会議

日 時:2015 (平成27) 年8月31日 (月)

ば しょ きょうと し ちいき たぶんか こうりゅう 場 所:京都市地域・多文化交流ネットワークサロン

が だい ちいきたんい たぶんか きょうせい てんかい

議 題:地域単位での多文化共生の展開について 2

ほう こく あ や かつよう りゅうがくせい いばしょ せっち ちいき こうりゅう とりくみ 報 告:「空き家を活用した留学生の居場所の設置と地域との交流の取組」

ほうこくしゃ ほっかいどうだいがくめい よきょうじゅ やましたみき お し (報告者:北海道大学名誉教授 山下幹雄氏

NPO 法人 アジアの希望 3 0 0 美直子氏)

(報告者:辻早苗委員)

# だい かいかい ぎ 第3回会議

The angle of the control of the co

場 所:京都市役所

\* だい じょうほうはっしん たげんご にほんご じょうほうはっしん とりくみとう 議 題:情報発信~多言語や「やさしい日本語」での情報発信の取組等~

電う こく がいこくじん 報 告:「外国人のための「やさしい日本語」」

はかこくしゃ にほんごゆうし かい じむきょく はなおかまさょしし すぎもとあっこし (報告者:「やさしい日本語有志の会」事務局 花岡正義氏, 杉本篤子氏)

# 第4回会議

日時:2016(平成28)年1月26日(火)

場 所:ホテル本能寺(本能寺文化会館)

議 題: 「2015 (平成27) 年度提言について」

#### かいぎ まも いけん ていげん はんえい のぞ 会議での主な意見(提言に反映されたものを除く。)

- 2 外国人といっても、来日直後の方や長期滞在の方、子どもや高齢者とそれぞれらば、ひつよう しえん こと れの立場で必要な支援が異なるため、きめ細やかなサービスが必要になる。
- 3 日本語をどのように言えばやさしく、わかりやすくなるか、窓口担当者を対 はう 《たいてき じっしゅう けんしゅう 象とした具体的な実習、研修をやってほしい。
- 4 「やさしい日本語」の研修を、京都に新しく来た人向けのパッケージにできたらいいと思う。

# 2 2 0 1 4 (平成 2 6) 年度提言を受けての京都市の取組

昨年度(2014(平成26)年度)の本審議会からの提言を受けて、京都市では下記のとおり新たな事業への着手や既存事業の拡大など、さまざまな取組が進められています。

## てい、げん にほんごがくしゅう しぇん かつどうしゃ りかい 【提 言1】日本語学習への支援と活動者への理解について

1-1:日本語学習をする子どもたちの文化的背景などを踏まえた、適切な支援や取組を充実させること

1-2:日本語学習者をサポートする活動者が行っている活動内容の重要性を理解し、活動しやすいよう環境整備を進めること

#### 【2015(平成27)年度の取組】

(1) 日本語指導担当教員に対する研修の充実

(2) 「日本語指導の手引」 (平成27年4月第2版) の作成

マ成26年度からの「特別の教育課程」による日本語指導の実施に伴い、主に来日直後の児童・世のと、う い がっこう たいしょう とくせい かくこう 生徒を受け入れる学校を対象に、「日本語指導の手引」(平成27年4月第2版)を作成し各校へはいる。 配布した。

(3) 留学生による母語支援活動

マ成27年度から、留学生を市立小・中学校に派遣し、来日直後で日本語の理解が十分でない児とう。 せいと たい ばこ じゅぎょうちゅう がくしゅう しえん かい か 童・生徒に対し、母語による授業中の学習支援や会話のサポート等を行い、子どもたちの学校生活への適応を促進するための支援活動を開始した。

たぶんかがくしゅうすいしん しゅうじっ (4)多文化学習推進プログラムの充実

ますとしりつがっこう しょうきゅうがくせい たいしょう がいこくじんりゃうがくせい 京都市立学校の小中学生を対象に、外国人留学生をはじめとする外国に文化的背景を持つ方等と あんか ことば な した こくさいり かいきょういく すいしん のふれ合いを通して、その文化や言葉に慣れ親しむことで、国際理解教育を推進している。

とりわけ、平成27年度は、学校への留学生派遣制度((公財)京都市国際交流協会「国際理 がつよう かつよう いっぱい はけんかいすう かくじゅう にきょう いっぱい はけんかいすう かくじゅう にきょう いっぱい はか 解プログラムPICNIK」)等の活用により、留学生の派遣回数を拡充することで事業の充実を図った。

#### てい げん たぶんか りかい のうりょくこうじょう たぶんかきょうせい ひろ じんざいいくせい

【【提言2】多文化を理解する能力向上と多文化共生を広める人材育成について

2-1:多文化を理解するための様々な機会の創出を行うこと

2-2:幅広い層を視野に入れ、多文化共生を広める人材育成を長期的に行うこと

#### 【2015 (平成27) 年度の取組】

ちいき たぶんかこうりゅう にな ていくせいじょうう じゅうじっ (1)地域・多文化交流ネットワークサロンにおける担い手育成事業の充実

■ 対象 く ロがしく じょう ちいき ちゅうしん じっし ちいき たぶんか こうりゅう でくしん じ ぎょう 南区東九条地域を中心に実施している地域・多文化交流ネットワーク促進事業では、これまでか ちいきこうりゅう たぶんか こうりゅう と く じんざい いくせい すす ら地域交流・多文化交流に取り組む人材の育成を進めてきたところであるが、今後、多文化共生の

とりくみ いっそうすいしん ほんじ 着よう さいこうちく にな てょうせい とりくみ じゅうじっ 取組を一層推進するため、本事業を再構築し、担い手養成の取組を充実していく。

じんざいいくせい じ ぎょう しゅうじっ (2) kokokaボランティア人材育成事業の充実

ますとしてくさいこうりゅうかいかん へいせい ねんど とうろく ちしき りがい ふか かんこく 京都市国際交流会館では、平成26年度から登録ボランティアの知識と理解を深めるため、韓国 ちゅうごく ひが かん まな ぼ ていきょう まごな や中国など東アジアに関する学び場の提供を行った。

マ成27年度は、当該ボランティアの国際交流イベントの企画・運営への参加を通じ国際交流の になってようせい すいしん 担い手養成を推進した。

りゅうがくせい し えん つう に ほんじんがくせい こうりゅうそくしん (3) 留学生支援のための「ウェルカム・パッケージ」を通じた日本人学生との交流促進

へいせい ねんど らいにちちょくご りゅうがくせい しえん とりくみ 平成27年度は、来日直後の留学生を支援する取組である「ウェルカム・パッケージ」を試行実 にほんじんがくせいとう こうりゅう きかい ていきょう おこれ へいせい ねんど ほんかくじっしょてい 施し、日本人学生等との交流機会の提供を行った(平成28年度から本格実施予定)。

## てい げん たぶんか きょうせいかつどう かか かつどうきょてん きのうきょうか せっち 【提 言3】多文化共生活動に係る活動拠点の機能強化と設置について

3-1:拠点における相互の連携や各拠点における人材育成などを進めることで拠点の機能強化に 努めること

#### 【2015 (平成27) 年度の取組】

(1) kokokaボランティア人材育成事業の充実(再掲)

ますとしてくさいこうりゅうかいかん へいせい ねんど とうろく 京都市国際交流会館では、平成26年度から登録ボランティアの知識と理解を深めるため、韓国 ちゅうごく のがし かん まな ば ていきょう さこな や中国など東アジアに関する学び場の提供を行った。

へいせい ねんど とうがい こくさいこうりゅう こくさいこうりゅう マルク 7年度は、当該ボランティアの国際交流イベントの企画・運営への参加を通じ国際交流の 担い手養成を推進した。

5 いき たぶんかこうりゅう つう かんけい きかん (2) 地域・多文化交流ネットワークサロンを通じた関係機関のネットワーク強化

# 3京都市における外国籍の住民基本台帳登録者数

(1) 国籍別 外国籍の住民基本台帳登録者数

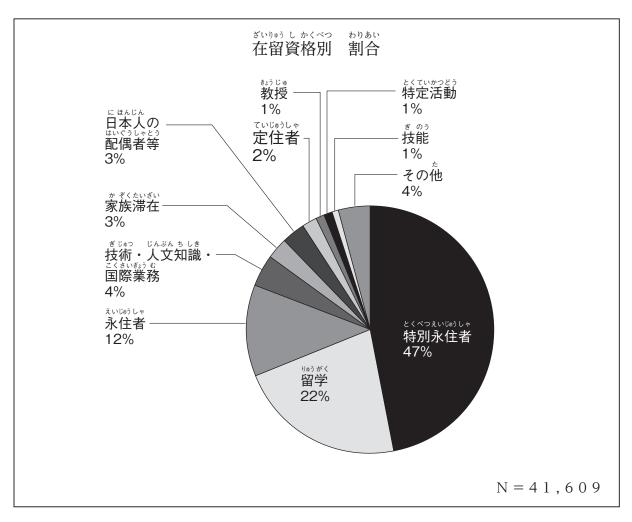
2015年(平成27)年12月末現在 (単位:人)

国籍(出身地)	登録者数	国籍(出身地)	登録者数	国籍(出身地)	登録者数
韓国	20,679	ケニア	18	クロアチア	3
	9,882	アフガニスタン	17	スワジランド	3
朝鮮	1,642	コンゴ民主共和国	17	タジキスタン	3
 台湾	1,205	デンマーク	16	ブルネイ	3
米国	994	ノルウェー	16	ベネズエラ	3
ベトナム	919	ポルトガル	16	モザンビーク	3
フィリピン	914	ナイジェリア	15	モロッコ	3
インドネシア	499	ウズベキスタン	14	リトアニア	3
フランス	459	コロンビア	14	アイスランド	2
タイ	366	チェコ	13	エルサルバドル	2
	351	サウジアラビア	12	カーボヴェルデ	2
ドイツ	267	アルゼンチン	11	キューバ	2
インド	261	エチオピア	11	クウェート	2
カナダ	235	チリ	11	ジンバブエ	2
ネパール	231	シリア	10	トルクメニスタン	2
オーストラリア	210	ギリシャ	9	バーレーン	2
マレーシア	172	ボリビア	9	フィジー	2
イタリア	146	ラオス	9	ブータン	2
ロシア	140	リビア	9	ホンジュラス	2
ブラジル	132	ジャマイカ	8	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	2
エジプト	99	タンザニア	8	モーリシャス	2
スウェーデン	92	アゼルバイジャン	7	モーリタニア	2
ミャンマー	85	ウガンダ	7	モルドバ	2
スペイン	82	カザフスタン	6	ラトビア	2
ペルー	71	スーダン	6	ルクセンブルク	2
モンゴル	66	セルビア	6	アラブ首長国連邦	1
トルコ	63	パラグアイ	6	アルジェリア	1
ニュージーランド	62	ヨルダン	6	アルバニア	1
メキシコ	61	イエメン	5	カメルーン	1
バングラデシュ	59	スロバキア	5	ガンビア	1
イラン	56	トンガ	5	ギニア	1
シンガポール	50	マリ	5	グアテマラ	1
オランダ	49	エクアドル	4	グレナダ	1
スリランカ	49	エストニア	4	コートジボワール	1
フィンランド	43	ガボン	4	ザンビア	1
ベルギー	40	グルジア	4	シエラレオネ	1
カンボジア	37	スロベニア	4	セルビア・モンテネグロ	1
スイス	35	セネガル	4	ニジェール	1
パキスタン	35	チュニジア	4	ハイチ	1
ルーマニア	35	ニカラグア	4	パプアニューギニア	1
アイルランド	34	パレスチナ	4	パラオ	1
イスラエル	29	ブルキナファソ	4	ベナン	1
ウクライナ	29	ベラルーシ	4	ボツワナ	1
ハンガリー	29	マダガスカル	4	モルディブ	1
ポーランド	24	レバノン	4	モンテネグロ	1
南アフリカ共和国	23	アンゴラ	3	リベリア	1
ブルガリア	21	オマーン	3	無国籍・未確定	38
オーストリア	20	ガーナ	3		44.55-
キルギス	19	キプロス	3	合計(144 箇国・地域)	41,609

#### ざいりゅう しかくべつ がいこくせき じゅうみん き ほんだいちょうとうろくしゃすう (2) 在留資格別 外国籍の住民基本台帳登録者数

2015年(平成27) 年12月末現在 (単位:人)

ざいりゅう し かく	にんずう
在留資格	人数
とくべつえいじゅうしゃ 特別永住者	19,497
即がく留学	9,115
永住者	5,124
き じゅつ じんぶん ち しき こくさいぎょう む 技術・人文知識・国際業務	1,471
かぞくたいざい 家族滞在	1,458
に ほんじん はいぐうしゃとう 日本人の配偶者等	1,358
ていじゅうしゃ 定住者	711
教授	552
とくていかつどう 特定活動	504
* i n j 技能	298
その他	1,521
<sup>そうすう</sup> 総数	41,609



# きょうとしたぶんかしさくしんぎかいだい きいいんめいぼ京都市多文化施策審議会第3期委員名簿

けいしょうりゃく ごじゅうおんじゅん (敬称略・五十音順)

	氏 名	はくめい こくせき はいけい くに 職名又は 国籍・背景となる国		
	安藤いづみ	(公財) 京都YWCA理事		
	にしおかしょう こ ぎちょう 西岡正子 ※座長	まき」としたんじょきょうどうさんかく 京都市男女共同参画センター館長 ぶっきょうだいがくきょういくがく ぶ きょうじゃ 佛教大学教育学部教授		
指名委員	はまだ ま り 浜 田 麻 里	まきたといういくだいがくきょうじゅ 京都教育大学教授 こうざい きょうと しこくさいこうりゅうきょうかい り じ (公財) 京都市国際交流協会理事		
	水野篤夫	(公財) 京都市ユースサービス協会事業部長 (常任理事)		
	ゃまうちきょし 山内 清	ますとしてくさいこうりゅうかいかんかんちょう 京都市国際交流会館館長 こうざい きょうとしこくさいこうりゅうきょうかいせん む り じ (公財) 京都市国際交流協会専務理事		
	オダン・シルビー	[フランス]		
	* のもと 木之本マリル	[フィリピン]		
	金正泰	mh こく [韓 国]		
公募委員	まいりゅうにち <b>蔡龍</b> 日	50分 ご([中 国]		
Α.Λ.	タカノ・ヴィオレッタ・ミサキ	[ブラジル]		
	つじ き なぇ 辻 早 苗	[日本]		
	みほとしゆき 三保俊幸	[日本]		

- 任期は2014 (平成26) 年4月1日から2016 (平成28) 年3月31日
   までの2年間
- しめいいん しきょう てきとう みと もの いしょく 指名委員は市長が適当と認めた者を委嘱
- 公募委員は市民から公募により選出

#### 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例(抄)

#### (趣旨)

第1条 この条例は、法律又は他の条例で別に定めるもののほか、執行機関の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

## to to to (設置)

- 第2条 市長及び教育委員会(以下「市長等」という。) に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表のとおりとする。
  - 2 前項の所属機関のほか、市長その他の執行機関は、その定めるところにより、設置期間が 1年以内の所属機関を置くことができる。
  - 3 市長その他の執行機関は、前項の規定により附属機関を設置したときは、その旨を市会に 報告しなければならない。

## (委員の委嘱等)

第3条 附属機関 (前条第1項及び第2項の附属機関をいう。以下この条, 次条第1項及び第5条から第8条までにおいて同じ。) の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

#### (委員の任期の特則等)

- 第4条 第2条第1項の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間 とする。
  - 2 第2条第1項に規定する附属機関の委員は,再任されることができる。

#### (特別委員及び専門委員)

- 第5条 附属機関に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは特別委員を、 専門の事項を調査させるため必要があるときは特別委員を、
  - 2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、 市長等が委嘱し、又は任命する。
  - 3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱され、又は解任されるものとする。

#### (部会)

- 第6条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。
  - 2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることが できる。

#### (秘密を守る義務)

第7条 附属機関の委員(特別委員及び専門委員を含む。)は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

#### (委任)

だいでは、この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長等が定める。

# ぶ ぞく 附 則 しこう \* じつ (施行期日)

(**たれて知口)**1 この条例は、公布の日から施行する。
(中略)
(中略)
(第2条関係)
1 市長の附属機関

名 称	担任する事務	いいん ていすう 委員の定数	びいん にんき 委員の任期
(略)	(略)	(略)	(略)
京都市多文化	地域における多文化共生(国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことをいう。)の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	12人以内	2 年
(略)	(略)	(略)	(略)

(以下略) 2

#### ままうと したぶんか しさくしんぎかいきそく 京都市多文化施策審議会規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、 京都市多文化施策審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (**座長**)

- 第2条 審議会に座長を置く。
- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

#### (招集及び議事)

- 第3条 審議会は、座長が招集する。ただし、座長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。
- 2 座長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の 必要な協力を求めることができる。

#### (庶務)

だい しょう しんぎかい しょむ そうごうきかくまく 第4条 審議会の庶務は、総合企画局において行う。

#### (補則)

#### (中略)

#### · 附 則

#### (施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の公布の日は、平成27年1月8日である。)

# \*\*\*うとしたぶんかしさくしんぎかい **京都市多文化施策審議会**へいせい ねんどほうこくしょ **2015(平成27)年度報告書**

2016 (平成28) 年3月発行

ままうとしたぶんかしさくしんぎかい京都市多文化施策審議会

じ む きょく きょうと しそうごうき かくきょくこくさい か すいしんしつ事務局:京都市総合企画局国際化推進室

\*\*\* くてらまちどもり お いけあが かみほんのう じ まえちょう ばん ち 〒 604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 番地

TEL075-222-3072 FAX075-222-3055

E-mail:kokusai@city.kyoto.lg.jp